

# 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県立高等学校における授業料、入学料及び入学選 hands 手数料並びに聴講料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の徴収)

第2条 県立高等学校の生徒に対しては授業料(通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。)を、県立高等学校への入学(他の県立高等学校からの転入学を除く。)を許可された者に対しては入学料を、県立高等学校への入学志願者(通信制の課程への入学志願者及び他の県立高等学校からの転入学志願者を除く。)に対しては入学選 hands 手数料を徴収する。

2 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第103条第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制、定時制又は通信制の課程において聴講を許可された者からは、聴講料を徴収する。

(授業料等の額)

第3条 授業料、入学料及び入学選 hands 手数料の額は、次のとおりとする。

区分		金額		
		授業料(年額)	入学料	入学選 hands 手数料
県立高等学校	全日制の課程	118,800円	5,550円	2,200円
	定時制の課程	32,400円	2,050円	1,000円
	通信制の課程	1単位につき 336円	480円	

2 聴講料の額は、聴講を許可された教科科目の1単位に相当する授業時間につき全日制又は定時制の課程を聴講する場合にあつては年額3,720円、通信制の課程を聴講する場合にあつては年額630円とする。

(授業料等の納付方法)

第4条 授業料(通信制の課程に係るものを除く。)は、前条第1項に定める額の12分の1に相当する額を、それぞれ毎月26日(入学年度の4月分にあつては、5月26日)までに納付しなければならない。ただし、月の中途に入学又は復学をした場合の当該月分の授業料は、翌月の26日までに納付しなければならない。

2 通信制の課程に係る受講料は、前条第1項に定める額を、5月末日までに納付しなければならない。ただし、5月1日以後に入学若しくは復学をし、又は履修教科科目を追加した場合の受講料は、その事実の生じた日の属する月の翌月の末日までに納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、授業料に係る債務の弁済に充てられる高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第1項に規定する就学支援金その他の給付金(以下「就学支援金等」という。)の支給を受ける場合は、授業料のうち就学支援金等の支給を受ける月分の額の納付を要しない。

4 聴講料は、前条第2項に定める額を、5月末日までに納付しなければならない。ただし、5月1日以後に聴講を許可された場合の聴講料は、その事実の生じた日の属する月の翌月の末日までに納付しなければならない。

(中途入学者等の授業料等)

第5条 月又は年度の中途において入学、転学、留学、休学、復学、退学又は卒業をした者は、当該月分又は年度分の授業料を納付しなければならない。ただし、他の県立高等学校からの転入学の場合において、当該転入学前に既に当該月分若しくは年度分の授業料を納付しているとき、又は留学若しくは休学が月若しくは年度の全部にわたるときは、この限りでない。

2 年度の中途において聴講を許可された者又は聴講の許可を取り消された者は、当該年度分の聴講料を納付しなければならない。

(併修の場合の授業料)

第6条 通信制の課程の生徒が定時制の課程の教科科目を併修する場合の当該定時制の課程に係る授業料の年額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める通信制の課程の1単

位当たりの受講料の額にその者の定時制の課程における履修教科科目の単位数を乗じて得た額とする。この場合において、当該授業料の年額に係る納付期限は、第4条第1項の規定にかかわらず、5月末日とする。

2 定時制の課程の生徒が通信制の課程の教科科目を併修する場合の当該通信制の課程に係る1単位当たりの受講料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める通信制の課程の1単位当たりの受講料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(授業料等の減免)

第7条 知事は、非常災害その他特別の事由により、学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒に対しては、規則で定めるところにより、授業料、入学料及び入学選抜手数料の全部又は一部を減免することができる。

2 知事は、授業料の滞納により退学の処分を行った者のうち、やむを得ない事情があると認められる者に対しては、規則で定めるところにより、未納の授業料を免除することができる。

(既納の授業料等)

第8条 既に納付した授業料、入学料及び入学選抜手数料並びに聴講料は、還付しない。ただし、次に掲げる授業料については、この限りでない。

(1) 就学支援金等の支給を受ける者が納付した授業料のうち就学支援金等の支給を受ける月分の額

(2) 年度の中途に休学、退学又は卒業をした者がその月の翌月以降の月分として前納した授業料

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(県立学校授業料徴収条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 県立学校授業料徴収条例(昭和22年12月鳥取県条例第38号)

(2) 通信教育入学料徴収条例(昭和23年3月鳥取県条例第20号)

(3) 県立高等学校入学選抜手数料徴収条例(昭和23年4月鳥取県条例第28号)

(4) 鳥取県通信教育受講料徴収条例(昭和23年6月鳥取県条例第30号)

(県立学校授業料徴収条例の廃止に伴う経過措置)

3 昭和61年3月31日に県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に在学していた者でこの条例の施行の日以後引き続き在学するものに係る授業料の年額は、第3条の規定にかかわらず、全日制の課程にあつては7万4,400円、定時制の課程にあつては1万1,060円とする。

(通信教育入学料徴収条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例による廃止前の通信教育入学料徴収条例の規定により納付された入学料は、この条例の規定により納付されたものとみなす。

(昭和63年度における入学料の額の特例)

5 昭和63年度において納付すべき入学料(通信制の課程に係るものに限る。)の額は、第3条の規定にかかわらず、200円とする。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日の前日に県立高等学校又は県立幼稚園に在学又は在園していた者で施行日以後引き続き在学又は在園するものに係る授業料の額は、第31条の規定による改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日以後において、県立高等学校(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第64条の2第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の定時制の課程

を除く。)に編入学、転入学、再入学又は転籍をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。施行日以後において、県立幼稚園に転入園又は再入園をした者に係る授業料の額についても、同様とする。

附 則(平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第27号)

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日の前日に県立高等学校又は県立幼稚園に在学又は在園していた者で施行日以後引き続き在学又は在園するものに係る授業料の額は、第29条の規定による改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日以後において、県立高等学校(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第64条の2第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の定時制の課程を除く。)に編入学、転入学、再入学又は転籍をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。施行日以後において、県立幼稚園に転入園又は再入園をした者に係る授業料の額についても、同様とする。

附 則(平成6年条例第3号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日の前日に県立高等学校又は県立幼稚園に在学又は在園していた者で施行日以後引き続き在学又は在園するものに係る授業料の額は、第9条の規定による改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日以後において、県立高等学校(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第64条の2第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の定時制の課程を除く。)に編入学、転入学、再入学又は転籍をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。施行日以後において、県立幼稚園に転入園又は再入園をした者に係る授業料の額についても、同様とする。

附 則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日の前日に県立高等学校又は県立幼稚園に在学又は在園していた者で施行日以後引き続き在学又は在園するものに係る授業料の額は、第10条の規定による改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例(以下「新授業料条例」という。)第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日以後において、県立高等学校(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第64条の3第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制の課程及び定時制の課程を除く。)に編入学、転入学、再入学又は転籍をする者に係る授業料の額は、新授業料条例第3条の規定にかかわらず、その者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。施行日以後において、県立幼稚園に転入園又は再入園をする者に係る授業料の額についても、同様とする。

附 則(平成12年条例第35号)抄

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第11号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第41号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第105号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日に県立高等学校に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第1条の規定による改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例(以下「新授業料条例」という。)第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、県立高等学校に編入学、転入学、再入学又は転籍(以下「編入学等」という。)をする者に係る授業料の額は、新授業料条例第3条の規定にかかわらず、その者の属する学年に在学する者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第103条第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立学校の全日制の課程又は定時制の課程に編入学等をする場合においては、その者の在学すべき期間が相当する者)に係る授業料の額と同額とする。

附 則(平成19年条例第92号)

この条例は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成22年条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に県立高等学校に在学し、及び施行日以後引き続き在学する者であって、改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例(以下「新条例」という。)第2条第2項の規定による授業料の不徴収(以下単に「不徴収」という。)の対象とならないものに係る授業料の額は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、県立高等学校に編入学、転入学、再入学又は転籍(以下「編入学等」という。)をする者で不徴収の対象とならないものに係る授業料の額は、その者の属する学年に在学する者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第103条第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に編入学等をする場合においては、その者の在学すべき期間が相当する者)で不徴収の対象とならないものに係る授業料の額と同額とする。

附 則(平成25年条例第28号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に高等学校等(公立高等学校に係る

授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項に規定する高等学校等をいう。)に在学していた者で施行日以後引き続き県立高等学校に在学するものに対しては、改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、授業料及び受講料を徴収しない。

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 平成27年3月31日に県立高等学校の通信制の課程に在学していた者でこの条例の施行の日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第8条の規定による改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立学校(以下「県立学校」という。)の授業料(通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。)、入学料及び入学選 hands 手数料(以下「授業料等」という。)並びに鳥取県立博物館及び鳥取県立青少年社会教育施設(以下「社会教育施設」という。)の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料等及び使用料の減免)

第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料等又は使用料	減免事由
県立学校	授業料	<p>1 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22年法律第18号)第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける者を除く。)が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に該当する者の全員のその年度(4月から6月までの月分の授業料にあっては、その前年度)分の市町村民税所得割の額を合計した額が高騰が高等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年制令第112号)第1条第2項に規定する額に満たないとき。</p> <p>(2) 火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(3) 保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(4) 通学又は下宿等(通学が困難であるためにする場合に限る。)に要する費用の多額の負担により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(5) その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>2 授業料の滞納により退学の処分を受けた者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 1の(2)から(4)までのいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 保護者が破産手続開始の決定を受けている場合その他授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(3) その他減免する必要があると認められるとき。</p>
	入学料及び入学選 hands 手数料	火災、風水害等の非常災害により入学料及び入学選 hands 手数料の支弁が困難であると認められるとき。
鳥取県立博物館	通常展示の入館料及び特別展示の入館料	<p>1 幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者が観覧するとき。</p> <p>3 70歳以上の者が観覧するとき。</p> <p>4 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が観覧するとき。</p> <p>5 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。</p>

	通常展示の入館料	特別展示その他入場料又はこれに類するものを徴収する展示を観覧する者が当該利用の日に通常展示を観覧するとき。
	展示室等使用料(冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分を除く。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う公演、展示、講演、講習等のための催し(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。</li> <li>2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。</li> <li>3 障害者の社会参加を促進すると認められるとき。</li> <li>4 70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。</li> <li>5 要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。</li> <li>6 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。</li> </ol>
	展示室等使用料	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するもの(以下「学校等」という。)が、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。
鳥取県立 大山青年 の家	施設使用料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校等がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき。</li> <li>2 市町村が行う青少年教育に関する研修のために利用するとき。</li> <li>3 障害者及びその介護者が利用するとき。</li> <li>4 要介護者等及びその介護者が利用するとき。</li> <li>5 その他青少年の健全な育成を図るため知事が特に必要があると認めたとき。</li> </ol>
鳥取県立 船上山少 年自然の 家	施設使用料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校等がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき。</li> <li>2 市町村が行う少年教育に関する研修のために利用するとき。</li> <li>3 障害者及びその介護者が利用するとき。</li> <li>4 要介護者等及びその介護者が利用するとき。</li> <li>5 その他青少年の健全な育成を図るため知事が特に必要があると認めたとき。</li> </ol>

(減免の申請手続等)

第3条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年規則第58号)

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和54年規則第67号)

この規則は、昭和54年12月15日から施行する。

附 則(昭和55年規則第7号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年規則第48号)

この規則は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第19号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第37号)

この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第48号)

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年規則第54号)

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和61年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年規則第36号)

この規則は、平成5年5月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第35号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第58号)

この規則は、平成7年9月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第5号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第47号)

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第11号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第22号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第88号)

この規則は、平成12年9月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第39号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第53号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第47号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第12号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第47号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第63号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第85号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第113号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第94号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成26年規則第32号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

# 鳥取県県立高等学校授業料等減免規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県立高等学校の授業料(通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。)、入学料及び入学選抜手数料の減免の手続その他の事項について定めるものとする。

(減免の願い出)

第2条 授業料の減免を受けようとする者(鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号。第4条において「学則」という。)<sup>第28条第3項</sup>又は鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号。第4条において「通信教育規則」という。)<sup>第26条第3項</sup>の規定により退学の処分を受けた者(以下「退学処分者」という。))を除く。)は授業料減免願書(様式第1号)に市町村長が証明する所得課税証明書を添え、入学料又は入学選抜手数料の減免を受けようとする者は入学料減免願書(様式第2号)又は入学選抜手数料減免願書(様式第3号)により学校長に願い出なければならない。ただし、非常災害により提出が困難な場合は、この限りでない。

(未納授業料の免除の決定に必要な書類の提出等)

第2条の2 学校長は、退学処分者に係る未納の授業料を免除することを決定しようとするときは、その決定に必要な限度において、当該退学処分者に対し、必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

(減免の基準)

第3条 学校長は、県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規則第15号。以下「知事規則」という。)<sup>第2条</sup>の表に規定する減免事由に該当すると認めるときは、授業料、入学料及び入学選抜手数料を減免することができる。

(減免の通知)

第4条 学校長は、第2条の規定による願い出があつた場合又は学則<sup>第28条第3項</sup>若しくは通信教育規則<sup>第26条第3項</sup>の規定により退学の処分を行った場合において授業料を減免することを決定したときは、当該願い出をした者又は退学処分者に対してその旨を通知するものとする。

(届出)

第5条 授業料の減免を受けている者は、知事規則<sup>第2条</sup>の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、授業料減免辞退届(様式第4号)を学校長に提出しなければならない。

(減免の取消し)

第6条 学校長は、授業料の減免を受けている者が減免の必要がなくなったときは、授業料の減免を取り消すことができる。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和26年4月1日から適用する。

附 則(昭和39年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年教委規則第8号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成4年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年教委規則第7号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年教委規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

別紙

授業料等	減免事由	内容	減免の範囲
授業料	1 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける者を除く。以下「対象生徒」という。）について、保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に該当する者の全員のその年度（4月から6月までの月分の授業料にあっては、その前年度）分の市町村民税所得割の額（以下「所得割額」という。）を合計した額（以下「総所得割額」という。）が高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に規定する額（以下「基準額1」という。）に達しないとき。		全額免除
	2 火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。	本人を含む世帯の総所得金額（以下「総所得額」という。）が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める基準を基に算出した額に1.3を乗じた額（以下「基準額2」という。）の2倍の額に達しないとき。	(1) 居住する家屋が全壊し、若しくは半壊し、又は全焼し、若しくは半焼したとき。 (2) (1)に該当しないとき。
	3 対象生徒について、保護者等の疾病、障がい又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。	(1) 両親が死亡したとき、又は死亡しているとき。 (2) 医療費等に多大な負担を必要とする疾病又は障がいを有する保護者（以下「療養中の保護者」という。）以外の保護者が地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税が課税されていない者（以下「非課税者」という。）又は均等割のみ課税されている者（以下「均等割のみ課税者」という。）であるとき。 (3) 総所得額から療養中の保護者の所得額を差し引いた金額が基準額2に達しないとき。	全額免除 全額免除 半額免除
	4 対象生徒について、通学又は下宿等（通学が困難であるためとする場合に限る。以下同じ。）に要する費用の多額の負担により授業料の支弁が困難であると認められるとき。	総所得額から次の金額を控除した金額が、基準額2に達しないとき。 (1) 通学に多額の負担を要する場合にあっては、通学に利用する交通機関の1年分の定期乗車券の購入に要する経費の金額（以下「通学費」という。）から85,000円を控除した額 (2) 下宿等に多額の負担を要する場合にあっては、家賃、光熱水費及び通学費	半額免除
	5 対象生徒について、2の項から4の項までに規定するもののほか、家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者又は同法第6条の4に規定する里親が自動車事故により死亡し、又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第2の後遺障がい第1級から第3級までに該当することとなったとき。 (2) 両親ともいないとき（死亡の場合を除く。） (3) 本人が生活保護世帯に属しているとき。 (4) 保護者のいずれもが、非課税者であるとき。 (5) 保護者のいずれもが、非課税者又は均等割のみ課税者であるとき（(4)に該当する場合を除く。） (6) 事業の倒産、失業、離婚等により、保護者（主たる家計支持者に限る。）が収入を得られなかったとき（失業にあっては、転職のための退職又は定年による退職の場合を除く。） (7) 本人と同一生計に属する者が疾病、傷害等により多大の経費を必要とするため著しく生活が困窮しているとき。 (8) (1)から(7)までに該当しないとき。	ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助のいずれかの適用を受けている世帯（以下「生活保護世帯」という。）に属しているとき。 イ 保護者のいずれもが、非課税者であるとき。 ウ 保護者のいずれもが、非課税者又は均等割のみ課税者であるとき（イに該当する場合を除く。） ア (6)又は(7)に該当するとき。 イ アに該当しないとき。 ア 総所得額から当該保護者の所得割額を差し引いた金額が、基準額1に達しないとき。 ア 総所得額から医療費の額（健康保険等で支給される療養費等及び生命保険契約等で支給される入院費給付金を控除した額をいう。）を差し引いた金額が基準額2に達しないとき。 イ 特別な理由により、家計が困窮しているため授業料の支弁が困難であり、特に減免の必要があると認められるとき。
	6 授業料の滞納により退学の処分を受けた者が、知事規則第2条の表に規定する減免事由に該当するとき。		未納授業料について全額免除
入学料及び入学選抜手数料	火災、風水害等の非常災害により入学料及び入学選抜手数料の支弁が困難であると認められるとき。		全額免除

